



<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和8年2月13日

埼玉県中小企業制度融資（令和8年度上半期）の金利改定について

令和8年2月1日における長期プライムレートが上昇したことを受け、令和8年4月1日以降の融資実行分について埼玉県中小企業制度融資の融資利率を一部改定します。

改定後における各資金の融資利率は、以下の「埼玉県中小企業制度融資 利率改定表」のとおりです。

埼玉県中小企業制度融資 利率改定表

資金名		融資利率（上限利率）		
		改定前（*1）	改定後（*2）	
事業資金	(一般貸付)		1. 7%～1. 9%	
	(短期貸付)	保証付き	1. 5%	
		保証なし	1. 9%	
小規模事業資金		1. 6%～1. 8%	1. 7%～2. 1%	
【経営革新企業特例】		1. 5%～1. 7%	1. 6%～2. 0%	
起業家育成資金		1. 2%～1. 4%	1. 3%～1. 7%	
【創業5年以上10年未満の場合】		—	1. 4%～1. 8%	
設備投資促進資金		1. 3%～1. 7%	1. 4%～2. 0%	
【人手不足対応特例】		1. 2%～1. 6%	1. 3%～1. 9%	
産業創造資金	(経営革新計画促進貸付)		1. 3%～1. 5%	
	(事業承継特別貸付)		1. 3%～1. 5%	
	(事業承継支援貸付)		1. 5%～1. 7%	
	(社会貢献企業等優遇貸付)		1. 5%～1. 7%	
	(海外投資貸付)		1. 5%～1. 7%	
	(産業立地貸付)	保証付き	1. 6%～1. 8%	
		保証なし	1. 7%～1. 9%	
経営安定資金（大臣指定等貸付）		1. 3%～1. 5%	1. 4%～1. 8%	
【S N 5号の場合】		1. 4%～1. 6%	1. 5%～1. 9%	
経営安定資金（知事指定等貸付）		1. 4%～1. 6%	1. 5%～1. 9%	
経営あんしん資金		1. 6%～1. 8%	1. 7%～2. 1%	
【経済変動特例】		—	1. 3%～1. 7%	
企業パワーアップ資金		金融機関所定	金融機関所定	
借換資金		金融機関所定	金融機関所定	

* 1 令和8年3月31日（火曜日）融資実行分まで適用

* 2 令和8年4月1日（水曜日）融資実行分から適用（令和8年度当初予算案の内容であり、変更の可能性があります。）